

＜居宅介護支援における特定事業所集中減算フローチャート＞

「別紙1」の記入例を参考に、サービス種別ごとに計算をする（全事業所が行う）

「別紙2」に上記の結果を記入する（全事業所が行う）

各サービス種別ごとの集中割合が全て80%以下である

各サービス種別ごとの集中割合が、いずれか1つでも80%を超えている

正当な理由がない

正当な理由がある

「別紙3」の理由書を記入する

理由書「ア」の（ア）・（イ）及び（又は）「カ」の（イ）に該当する場合

理由書「イ」・「ウ」・「エ」・「オ」・「カ」の（ア）・「キ」の（ア）のa,b,cに該当する場合

理由書「キ」の（イ）のaに該当する場合

「別紙4」にて、「別表1」の地域に居住する者（理由書「ア」）及び地域ケア会議等で助言を受けたもの（理由書「カ」の（イ））居宅サービス計画数を除いて再計算する。  
\*再計算は、届出書（別紙2）で80%を超えていたサービスのみ行えばよい

集中割合が80%を超えるサービス事業所に「別紙5」を記入してもらう

「別紙4」での再計算の結果、対象サービスが位置付けられた居宅サービス計画数が1月平均10件以下又は集中割合が80%以下である場合

「別紙4」での再計算の結果、対象サービスが位置付けられた居宅サービス計画数が1月平均10件を超え、かつ集中割合が80%を超える場合

サービス事業者からみて、当該居宅介護支援事業所の利用者が占める割合が75%以下である場合

サービス事業者からみて、当該居宅介護支援事業所の利用者が占める割合が75%を超える場合

減算対象外

減算対象  
減算適用期間  
において減算  
を行う

減算対象外

減算対象  
減算適用期間  
において減算  
を行う

減算対象外

減算対象外

減算対象  
減算適用期間  
において減算  
を行う

書類提出不要  
\*ただし、一期前の判定が減算の適用であった場合は「介護給付算定に係る体制等に関する届出書」の提出が必要であり、添付書類として「別紙2」も提出する

「別紙2」を提出する

「別紙2」  
「別紙3」  
「別紙4」  
カの（イ）に該当の場合は加えて、「（別紙6）居宅サービス事業所の選択に係る理由書」を提出する

「別紙2」  
「別紙3」を提出する

「別紙2」  
「別紙3」  
「別紙5」を提出する

「別紙2」  
「別紙3」  
「別紙5」を提出する

\* 一期前と判定（減算あり・なし）が変わった場合は「介護給付算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護費給付算定に係る体制等一覧表」を併せて提出のこと